

地域自主戦略交付金(政令指定都市分) 交付限度額

平成24年4月6日
内閣府

平成24年度予算の成立を受け、地域自主戦略交付金の平成24年度予算額(政令指定都市分)について、政令指定都市の継続事業の事業量等に基づく算定(1号算定)と客観的指標に基づく算定(2号算定)を行い、以下のとおり、交付限度額として設定。

(単位:百万円)

政令指定都市名	1号算定	2号算定	交付限度額
1 札幌市	8,285	21	8,306
2 仙台市	2,515	455	2,970
3 さいたま市	3,863	423	4,286
4 千葉市	3,121	359	3,481
5 横浜市	12,595	1,207	13,802
6 川崎市	3,881	486	4,367
7 相模原市	1,227	235	1,462
8 新潟市	5,943	585	6,529
9 静岡市	3,571	293	3,864
10 浜松市	2,909	596	3,505
11 名古屋市	9,222	1,037	10,259
12 京都市	3,454	624	4,078
13 大阪市	12,785	1,143	13,928
14 堺市	3,912	368	4,280
15 神戸市	4,342	760	5,103
16 岡山市	3,534	698	4,232
17 広島市	3,674	514	4,188
18 北九州市	7,923	613	8,536
19 福岡市	9,893	619	10,512
20 熊本市	5,444	770	6,213
合計	112,094	11,807	123,900

※ 1号算定は、地域計上分を除く9割及び地域計上分について算定。2号算定は、地域計上分を除く1割について算定。